

在モンゴル日本法センターにおける日本法講師体験

舟橋 智久*

第1 はじめに

2008年10月11日（土）から24日（金）までの日程で、名古屋大学在モンゴル日本法教育研究センター（以下「日本法センター」という。）にて、名古屋大学法科大学院修了生を対象とする日本法講師体験プログラムに参加する機会を得た。

プログラムの名称は「日本法講師体験」であり、応募時には、講義をすることがプログラムの中心かと思っていたが、実際には、9月下旬に赴任された日本法講師の上地一郎先生の着任の挨拶回りに同伴するかたちで、様々な方にお会いすることもできた。

本稿では、面会と講義を中心に、プログラムでの体験について、報告する。モンゴルの法律界の現状を知る一助となれば、幸いである。

第2 日本法センターの概要と出発前の準備・現地での生活

日本法センターは、2006年9月に開設され、1学年が100名程度のモンゴル国立大学法学部の新入生から毎年20名を選抜し、1・2年次は日本語の教育を行い、3年次からは、日本語による日本法教育を行っている。日本法センターは、モンゴル国立大学内の法学部が入っている建物に、教員室、演習室兼図書室、講義室の3室を有している。

日本法コースの学生は、通常の学生と同様にモンゴル法の授業を受けたうえで、日本法センターの授業を受けるので、通常の学生よりも授業数が多く、平日は毎日4コマ（1コマは90分）程度の授業がある、とのことであった。なお、コースごとに時間割が決まっており、科目の選択の自由は無いようであった。

具体的には、1年生は日本語の授業を週8コマ、2年生は日本語の授業を週5コマと日本事情の授業を週1コマ、3年生は日本語の授業を週4コマと日本法の授業を週2コマ受けている（なお、2年生の日本事情の授業と1年生の日本語の授業を見学した。）。日本語の講師として、田中華子先生、オランゴ先生と、非常勤の日本人、モンゴル人の先生が各1名、計4名おり、日本法の講師として、上地先生がいる。

出発前の準備としては、A型肝炎と2種混合の予防接種を受け、日本法と日本語の講義案を準備した（現地で、大幅に改訂することになるが）。

* 名古屋大学法科大学院2006年度修了生

現地では、平日は、9時30分ころに出勤し、18時30分ころに退勤する、という生活であった。12日(日)・18日(土)・19日(日)の3日間は、市内の自然史博物館、ボグド・ハーン宮殿博物館、ザイサン丘、ガンダン寺、郊外の日本人墓地を訪れたり、市内から車で90分ほどのテレルジで乗馬をしたりした。滞在中、天候には恵まれたが、毎日氷が張り、後半には粉雪が舞う日があった。

第3 面会記

1 ハンス・サイデル財団 サラントヤープロジェクト・リーダー(13日 午前11時30分訪問)

ハンス・サイデル財団(Hanns Seidel Foundation)は、ドイツの財団で、世界60カ国で活動しており、モンゴルでは、1993年から活動している。国家大会議(日本の国会にあたる。)、法務内務省、裁判所に対して、法分野における支援を行うとともに、モンゴルとドイツとの比較法研究を行ったり、市民向け法律講座を開催したりしている。

サラントヤー(Sarantuya)教授は、もともとは、モンゴル国立大学法学部の教授で、現在も、教授職にあるとともに、憲法裁判所判事も務められている。

財団のプロジェクトは、モンゴル側からの要望に基づき、財団本部が決定している、ということであった。

サラントヤー教授は、面会したモンゴルの法律家のうち、唯一の女性で、旧東ドイツに留学¹されたときに身に付けられたのか、ヨーロッパ的な優雅さを感じさせる方であった。

2 国立法律センター アマルサナーセンター長(13日 午後3時訪問)

国立法律センターは、英語名を National Center for Legal and Judicial Reserches, Training and Information といい、法律・司法の実務的研究、法曹・公証人・警察官・刑務官の研修、法情報の収集・発信を行っている。

センター長のアマルサナー(Amarsanaa)教授²は、もともとは、モンゴル国立大学法学部の教授で、現在も、教授職にあるとともに、憲法裁判所判事も務められている。

アマルサナー教授は、非常にエネルギッシュかつ気さくな方で、冗談をよく飛ばされ、通訳を務めていただいた田中先生は、通訳に苦勞されていた。

お話のなかで、社会主義時代には、法は、人民革命党と一体である国家が、国民に上から押し付けるものであったが、現在は、法の下に、国家と市民が横に並んでいるとおっしゃったのが、Rule of Law を想起させ、印象的であった。

この場で、滞在中に、国立法律センターのスタッフに講義をするよう、要請された。せっかくの機会なので、と、あまり考えずに引き受けたが、あとで、スタッフとは、事務職員ではなく、法律の専門家であることに気付き、頭を悩ますことになる。

¹ 社会主義時代のモンゴルの法律家の留学先は、ソ連と東ドイツが多かったようである。

² アマルサナー教授のお写真が、CALE News 25号5ページに掲載されている。

3 日本大使館 市橋康吉特命全権大使（14日 午前11時30分訪問）

日本大使館は、日本の官庁風の建物であり、上地先生に、大使館は、防諜の観点から、自国の業者に建設させるのが通例である、と聞く。

大使は、世界のどこにも完全な制度はないのではないかと、そして、そうだとすれば、国際援助として行うべき中心は、人材育成なのではないかとおっしゃった。また、訪問者側から、モンゴルからの留学生がモンゴルに帰国したと聞かない、という問題がある、と指摘したところ、大使は、いつかは帰ってくるであろうし、外国にいても祖国を忘れないものである、とおっしゃった。

海外在住が長いであろう大使のお言葉だけに、大変説得力を感じた。

4 最高裁判所 ドルジゴトブ判事（15日 午後3時訪問）

最高裁判所の建物は、社会主義時代からあると思われる低層のビルであり、日本の最高裁判所や、モンゴルの政府宮殿のような荘厳な建築ではなかった。訪問中は、停電していた。

ドルジゴトブ（Dorjgotov）判事から、モンゴルの司法制度について、解説いただいた。なかでも、憲法判断について、下級裁判所が、事件に適用すべき法令に違憲の疑いがあると考えた場合は、審理を停止し、最高裁判所の判断を仰ぎ、最高裁判所が違憲と判断した場合は、憲法裁判所の判断を仰ぐことになる（最高裁判所が合憲と判断した場合は、法令は合憲なものとして、適用される。）、とおっしゃっていたのが、下級裁判所が自ら憲法判断を行う日本と比較して、印象的であった。

また、判事は、最高裁判所の法廷を自ら案内して下さった。刑事法廷は、戦前の日本の法廷に似て、検察官は、裁判官の前に座り、手前に座る弁護士と向き合う形であったのが、印象的であった。

法服もまわってくださった。法服の色は、日本と同様に黒であったが、前は、モンゴルの伝統衣装であるデールと同じように閉じるようになっていた。

判事は、紳士的な方であり、また、経歴はお尋ねしなかったが、長い裁判官歴を感じさせる、どっしりとした方であった。

5 JICA 法改革専門家 飯塚美葉弁護士（20日 午前10時訪問）

飯塚弁護士は、国立法律センターでの講義にも来て下さったが、その際は、ゆっくりとお話しすることができなかった。

飯塚弁護士は、法務内務省内の一室に事務所を置かれており、民事判例集の刊行や立法能力の向上にも携わっていらっしゃるが、支援の中心は、弁護士会強化である、とのことであった³。

私が、日本法コースの学生に、法律の解釈をテーマに講義を行っている、と申し上げる

³ 飯塚弁護士は、CALE News 2 2号16ページに「モンゴル便り」を執筆されている。

と、モンゴルでは、最高裁判所がコンメンタールを刊行し、それが公定解釈となっているので、自ら解釈するということを考えさせるのは重要である、とおっしゃっていただいた。

また、国立法律センターでの講義について、どうして、その制度を取り入れることになったのか、そのインパクトなど、モンゴルでも同じような問題に直面しているであろうから、日本のナマの反応を具体的に紹介すると、もっとよかったのではないかと、ご講評いただいた。

飯塚弁護士は、一見、モンゴル人女性のように見え、モンゴルによく溶け込まれているように感じられた。

6 日本センター 中村光夫所長 (20日 午後2時30分訪問)

日本センター(日本人材開発センター)は、JICAが、現地の人材開発を目的に、モンゴルのほか、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、キルギス、カザフスタン、ウズベキスタン、ウクライナに設置している。

モンゴルでは、中小企業を対象とするビジネスコースと、日本語教師を中心的な対象とする日本語コースを運営しており、ビジネスコースについては、科目ごとに、日本からベテランの中小企業診断士を招いている、とのことであった。

日本センターは、モンゴル国立大学の敷地に設置されており、滞在先のホテルから日本法センターへの近道にあたるので、毎朝夕、敷地内を通り抜けていた。日本センターは、有期のプロジェクトであり、将来的には、建物はモンゴル国立大学に譲渡されることが予定されている、とのことであった。

中村所長は快活な方であり、私たちの講義についても、事例を多く紹介すると、学生は興味を持つのでは、とご助言下さった。

7 JICA モンゴル事務所 石田幸男所長 (20日 午後4時30分訪問)

JICA事務所は、政府宮殿・スフバートル⁴広場に近い10階建てほどのビルの7階にあった。一つ上の階に、伊藤忠商事が入っていた。

石田所長は、ケニアやフィリピンに勤務された経験があるとのことであったが、モンゴルは、スリは多いが、凶悪犯罪は少なく(街を歩いても、身の危険を感じない)、資源も豊富であり、富の分配さえ間違えなければ、将来的な展望は明るいのではないかと、この見方を示された。また、モンゴルでは、現在、野菜の大部分を輸入に頼っているが、家畜のフンを肥料に利用し、日本の寒冷地における農業のノウハウを導入すれば、農業の大幅な発展が可能である、と、最近、視察に来た北海道の農業家が述べていた、と紹介して下さい。ただ、あわせて、外国資本が租税優遇措置を前提に投資したところ、投資後に優遇措置が撤回されてしまった問題や、土地の整備後にその土地を収用されてしまった間

⁴ スフバートルは、1921年のモンゴルの独立革命の英雄で、政府宮殿前に、皇居前の楠木正成像のように、馬に乗った像がある。モンゴルの高額紙幣の肖像はチンギス・ハーンであり、小額紙幣の肖像はスフバートルである。

題などもあげられた。

石田所長は穏和な方であり、そのお言葉は、国際援助の最前線におられる方の深みを感じさせた。

8 法務内務省 バヤスガラン事務次官（21日 午前11時訪問）

バヤスガラン（Bayasgaran）事務次官は堂々とした体躯の方であった。

法務内務省の職員にも日本に留学した者がいるので、日本法センターの図書⁵を使わせてやってほしい、モンゴル国立大学以外の大学の優秀な学生にも、日本法の教育を受けさせてほしい、警察法の改正を検討しているので、上地先生からご助言を賜りたいなど、極めて実務家らしい要望を多く述べられていた。

9 日本大使館 藁谷栄参事官

参事官は、日本大使館訪問の際にも、調整をしていただいた平原勝三等書記官とともに、24日 15時に、日本法センターを訪問してくださった。

参事官は、東京外国語大学モンゴル語科における田中先生の先輩であり、モンゴル大使館専門調査員から外務省職員に任官された方とのことであった。名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）が行っているモンゴル法研究にも強い関心を示され、日本法センターの「研究」活動にも、強い期待を寄せられた。

参事官は、最後に「お写真を一緒にとって下さい」とお願いすると、「これで報告書ができあがるというわけですね」など、日本人離れした冗談を飛ばされる方であった（お写真には、にこやかに写って下さった。）。

第4 講義記

1 日本法センターにおける日本法の講義

（1）テーマ

日本法の講義は、第1回・第2回とも、「法律の解釈について」と題して、行った。

このテーマを選んだのは、つぎのようなことを考えてである。

8月に、各地の日本法センターの学生を名古屋大学に招待する夏季セミナーでのウズベキスタンの学生（日本法の学習を始めて、1年ほどの学生が中心）の研究発表を聞き、体制移行国では、解釈の対象となるべき法律の整備が進んでおらず、法学・法実務の中心が、現在の日本とは異なり、解釈にあるのではなく、立法にある、と感じた。

とはいえ、制定された法律がある場合には、解釈を行うことになるであろうし、今後、法律の整備が進むにつれて、解釈の比重が高まることが予想される。さらに、日本法を学ぶにあたっては、解釈が、学習の大きなポイントになる。そこで、法の解釈を体験的に行うことにより、法の解釈を体感・考察してもらうことを考えた。

⁵ 日本法センターの図書は、日本の法律関係者が古い蔵書を寄贈したものが多く、体系書・コンメンタールが一通り揃っている名古屋大学法科大学院自習室の図書にはるかに及ばない状態であった。

(2) 第1回の講義 (15日 13時～14時30分)

第1回の講義では、まず、例として、「犬を連れて入らないでください」と書かれた注意書(田村智明『論文合格答案の基礎』(第3版)早稲田経営出版, 2003年の38ページに挙げられている例)を挙げ、「犬」という言葉をどう解釈するか、を、文理から出発すること、意義を確定させるためには、注意書の目的から解釈しなければならないこと、ただし、解釈なので、反対解釈・縮小解釈・拡大解釈・類推解釈といった解釈の技法によって、可能な範囲で行わなければならないことを説明した。

つぎに、練習問題として、日本の刑法235条の「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」の「財物」の解釈(「冷氣」「食事をした後に口のまわりをふいた紙1枚」「電気」は財物に当たるか)について、議論した。

最後に、論理解釈と立法者意思解釈について解説し、第2回の授業への橋渡しとした。

私は、夏季セミナーで、今回、講義をした3年生のうち、2名の研究発表を聞き、送別会で会話を交わしたことがあったとはいえ、彼らの口頭での日本語表現能力がどれくらいなのかをあまり把握しておらず、また、講義のなかでの時間配分を考えていなかったため、講義に同席いただいた上地先生、オランゴー先生から、はじめはゆっくりすぎて、おわりは早すぎた、とご講評いただくことになってしまった。今後、プログラムに参加される方には、講義のなかでの時間配分を予め考えておくとともに、講義を行う前に、日本法の講義を見学する機会を持つことを、お勧めしたい。

(3) 第2回の講義 (23日 13時45分～14時30分)

第2回の講義では、提出された第1回の宿題(以下参照)を読み、宿題に即したかたちで、解釈という行為の復習(宿題の問題(1))と、法律(立法)と解釈(司法)の関係についての考察(宿題の問題(2))を行うことにした。

[宿題]

問題(1)

Aさんは、食事をした後に、口のまわりを紙でふきました。そして、その紙をごみ箱にすてました。

Bくんは、Aさんのことが好きだったので、ごみ箱からその紙をひろい、持っていました。

Bくんが持っていた「Aさんが食事をした後に口のまわりをふいた紙」は、日本国刑法第235条の「財物」に当たりますか。

問題(2)

なぜ、裁判所は、立法者意思に従わない解釈をしてよいのか。その理由を述べなさい。

問題（１）の趣旨は、「財物」の財産的価値は主観的にあれば足りるのか、ということを考えてもらうことであったが、日本語として、ややわかりにくく、「誰かが、Bくんが持っていたその紙を窃取した場合、窃盗罪に当たりますか」という意味であるということ、第１回の授業の最後できちんと説明しておくべきであったと反省した。そこで、まず、実際に紙を出し、前に座っていた女子学生に口のまわりをふいてもらい、それを隣の男子学生に持ってもらう（学生からは、笑いが出た。）ことで、事例の理解を図った。

問題（２）では、「立法者意思に従うと不合理な結論が出る場合に、裁判所はどうすべきか」と問いかけたところ、学生から、「その場合は、審理を止めて、立法府の法改正を待つべきであって、裁判所は、あくまで、立法者意思に反してはならない」という、議論を進めるためにはありがたい意見が出て、事後法の禁止の原則を話して、議論を進めた。

2 国立法律センターにおける講義（16日 15時～16時）

国立法律センターでは、“Brief History of Modern Japanese Law”と題して、開国から現在に至るまでの日本法制史を概観した。

国立法律センターでの講義は、モンゴルに行く前は予定しておらず、アマルサナー教授の要請を受けて、急遽、行うことになったものである。アマルサナー教授とお会いした際、「日本法センターでは、どのような講義をする予定ですか」と聞かれ、「法律の解釈の方法と、近代日本法制史について、講義する予定です」と答え、「法律の解釈の方法についての講義を、ぜひ、国立法律センターでもしてください」と要請された。

とはいえ、法律の解釈の方法について講義するといっても、その内容は、上に記したとおり、法学入門で扱われるレベルであり、法哲学的な深遠なものではなく、法律の専門家である国立法律センターの職員に講義するのは、憚られた。そこで、法律の専門家であっても、他国の法制史はあまり知らないであろうと思い、もともと日本法センターで予定していた近代日本法制史の講義を、国立法律センターで行うことにした。

英語のレジュメを配布し、講義は日本語で行い、オランゴー先生にモンゴル語に通訳していただいた。具体的には、法典整備後は、ドイツ法的な、そして、日本の実情に合わせるための法改正がなされたこと、戦後、独立を回復した後は、立法が停滞し、解釈による対応が行われてきたこと、最近、立法が盛んに行われるようになっていることなどを紹介した。

講義の後の質疑応答では、刑法と民法の現代語化について、意味を変えずに現代語化するということができただろうか、そもそも、日本の民法は、どのような構造になっているのか（確かに、パンデクテン方式が、民法の唯一の形態ではない。）、日本の少年に対する刑事法制はどのようになっているのか（現在、モンゴルでは、少年に対する刑事法制が議論されているようであった。）、基本法についての違憲判決として、どのようなものがあるのか（尊属殺人罪について、説明した。）など、事前に想定していなかった質問が出され、モンゴルの法律家の関心を知る一端として、興味深かった。

3 日本法センターにおける日本語の講義 (22日 12時5分～12時50分)

日本語の講義は、通常の講義の半分を提供するので、日本について、自由に話してください、とのことであった。

政治 (郵政選挙, 世襲政治家の増加), 司法制度改革 (法曹養成制度, 裁判員制度, 法テラス), 相撲など, いろいろなトピックを考えたが, 結局, 大学について, 歴史的観点から話をすることにした。

これは, 夏季セミナーで, ウズベキスタンの学生たちから, 自分たちは国家公務員であり, 寮生活を送っており, 皆一緒に授業を受ける, といった話を聞き, おそらく, モンゴルでも, 大学生は国家エリートなのだろう, と考え, 日本でも, 大学生が社会的尊敬を集めていた時代があった, という話をすると, おもしろいと思ったからである。

しかし, 現地に行くと, 田中先生やオランゴ先生から話を聞くと, 確かに, 社会主義時代のモンゴル国立大生は国家エリートであったが, 現在, 大学生が社会的尊敬を集めているということはなく, ただ, 現在でも, 私立大学に対する蔑視は残っている, とのことであった。

講義の目的としては, ①日本への留学に関心のあるみなさんに, 日本の大学について, 歴史的な視点から, 理解を深めてもらうことと, ②大学の歴史をとおして, 日本の近代化について, 考えることを掲げた。

講義では, 帝大を代表とする官学と, 慶応・早稲田を代表とする私学という枠組みを示したうえで, 背景には, 上からの近代化を図るドイツ型の社会を目指すか, 教養と財産を有する市民が社会を導くイギリス型の社会を目指すか, という社会構想の違いがあったことを解説した。

講義のなかで, 名古屋大学の学章, 福澤諭吉が描かれている1万円札, 伊藤博文と大隈重信が対峙している国会議事堂中央広間の写真, 帝大制服姿の夏目漱石の写真を見せ, 最後に, 日本で一番有名な大学校歌として早稲田大学校歌のCDを聞かせた。

学生たちは, 『天才バカボン』に出てくる早稲田大学の替え歌の話もきちんと理解してくれ, また, 夏目漱石の代表作として『こころ』を挙げ, 帝大の同級生が同じ女性を好きになっちゃった話, と紹介すると, すかさず「三角関係」と言ったのには, 驚いた。

第5 感想

1 法律界について

訪問先でお聞きした話を総合すると, モンゴルでは, すでに500余の法律が整備され, 法律の整備は一通りなされたが, 法律によって, 整備のために支援を受けた国が異なるため, 現在では, その整合性が問題となっている, とのことであった。

整合性は, モンゴルの国情に合わせて, モンゴル国民自身の手で, 裁判 (解釈) や法改正によって, 実現されていくことが望ましいと考えられるので, モンゴルに対する今後の

法整備支援の焦点は、裁判や立法を担う人材育成（法学教育と法曹の研修）にあると感じた。

そして、支援の具体的な策定に当たっては、かつて、日本が、基本法の整備後、どのように法律の分野における人材の育成を行ってきたのか——なかでも、外国法教育の内容（戦前の法学教育では、旧制高校で、独語・英語・仏語のいずれかを履修し、大学では、そのうえに、独法・英法・仏法を履修していた⁶が、これは、まさに、日本法センターにおける教育と同様のシステムである。）——を参照すると、何らかの示唆が得られるのではないかと感じた。

2 学生について

モンゴルを去る日が近づき、学生がどのようなことを考えているのか、授業を離れて聞きたい、と思い、最後の授業で提案したところ、彼らは、酒場に連れて行ってくれた。

夏季セミナーで「お酒は飲むの」と聞いたのに対し、「お酒は飲みません」と答えていた学生が、ビールを飲んでいたので、「お酒を飲んでいるじゃない」と言うと、「いえ、お酒は飲みません」と言う。話していると、モンゴルでは、お酒とはウオッカのことであり、ビールはお酒に含まれない、とのことであった。

彼らは、カラオケにも行くが、ダンス（トランスがはやっているとのこと）の方が好きで、ビリヤードやバスケットボールがはやっている、と言っていた。

9名の日本法コースの学生は、皆、好青年であり、同じメンバーでずっと授業を受けているため、日本の大学のゼミのような濃密な人間関係を築いているように感じられた。

3 その他、感じたこと

その他、滞在していて、感じたことを箇条書きする。

- ・ ハエが多い。
- ・ 歩道の舗装がよくされておらず、靴が砂で覆われる。
- ・ 「馬に乗るように」車を運転し、歩行者優先ではなく、歩行者も信号を守らない。日本の「保管場所標章」が貼られたままの中古車がよく走っている一方で、ベンツなどの高級車も見られた。
- ・ マンホールに蓋がされていない（マンホールは、暖房用のものもあるようである）。
- ・ 乾燥しているので、洗濯物はよく乾くが、肌が荒れやすい。
- ・ 応接室には必ず飴が置かれており、街頭でも飴を売るスタンドが多く見られた。
- ・ 皆が皆、太っているわけではないが、太った人が日本より多い。「肉がついていないと、寒さに耐えられない」と聞いた。
- ・ 食事は、中国東北部の料理（水餃子など）と似ており、韓国や東南アジアの料理のように辛いということはなく、羊肉が苦手であれば、日本人の口によく合うように思

⁶ 三ヶ月章『法学入門』弘文堂、1982年、173～175ページ参照。

われた。一食の食事の量が、日本よりも多い。

- ・ 外国人向けに訓練されていると思われる一部の店を除き、店員はニコリともしないし、「ありがとうございました」などと言わない。
- ・ メガネをかけている人が少ない。
- ・ 敬虔なチベット仏教国と思っていたが、チベット仏教を感じたのは、ガンダン寺を訪問したときだけであった。
- ・ 中国は嫌いだが、ロシアはいまでも好きだ、という人が多かった。
- ・ ウランバートルは標高1351メートルであるが、平原なので、高地にいるとは感じられなかった。

第6 おわりに

私は、今回のプログラムでモンゴルに行くことになるまでは、チンギス・ハーン、フビライ・ハーン、チョイバルサンと、大相撲の力士くらいしか、モンゴル人を知らず、現代の人々がどのような暮らしをしているのか、イメージを持つことができなかった。2週間滞在して、帰国して日本人と話して感じるのは、日本人が一般に思っているよりも、モンゴルは発展（近代化）している、ということである（もちろん、様々な問題も抱えているのであろうが）。そして、法律界の指導者と学生たちからは、明治や戦後の日本人が持っていたであろう新しい国造りへの情熱が感じられ、うらやましく思うとともに、これからも、モンゴルとの関係を続けていきたいと思った。

最後に、このような貴重な体験をさせていただいた名古屋大学大学院法学研究科の皆様、CALEの皆様、日本法センターの皆様に感謝申し上げて、筆を擱かせていただく。